家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案要綱

第一 国と都道府県等との役割分担の在り方

農林水産大臣は、 総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病

について、 家畜が患畜又は疑似患畜であるかどうかを判定するために必要な検査、発生を予防し、 又は

まん延を防止するために必要な消毒及び家畜等の移動 の制限その他必要となる措置を総合的に実施する

ための特定家畜伝染病防疫指針を作成し、 公表するものとすること。

農林水産大臣は、 特定家畜伝染病防疫指針のほか、 家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要が

あるときは、 家畜の種類並びに地域及び期間を指定し、 必要となる措置を緊急に実施するための特定家

畜伝染病緊急防疫指針を作成し、公表するものとすること。

Ξ 都道府県知事等は、 特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、 この法律の

規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとするとともに、 都道

府県知事は、 市町村長に対し、 協力を求めることができるものとすること。

匹 農林水産大臣は、 都道府県知事等に対し、 必要な情報の提供、 助言その他の援助を行うものとするこ

五 農 林水産大臣は、 二以上の都道府県の区域にわたり家畜伝染病がまん延し、 又はまん延するおそれが

あるときは、 都道府県知事に対し、 広域的な見地からの助言その他の援助を行うものとすること。

六 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、この法律の施行に当たっては、 家畜の伝染性疾病の発生の予

防又はまん延の防止に関する事項について、 相互に緊密に連絡し、 及び協力しなければならないものと

すること。

(第三条の二第一項から第五項まで及び第六十二条の四関係

第二 防疫指針の在り方

農林水産大臣は、 最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに特定家畜伝染病

防疫指針に再検討を加え、 必要があると認めるときは、これを変更するものとすること。

農林水産大臣は、 特定家畜伝染病防疫指針を作成し、 又は変更しようとするときは、 都道 府県知事の

意見を求めなければならないものとすること。

第三条の二第六項及び第七項関係

第三 我が国へのウイルス侵入防止措置の在り方

家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品のうちに要消毒物品が含まれているかどうかを判断する

ため、 必要な質問を行うとともに、 必要な限度において、 検査を行うことができるものとすること。

第四十六条の二関係)

家畜防疫官は、 一の検査の結果、 入国者の携帯品のうちに要消毒物品が含まれていたときは、 必要な

限度において、 当該要消毒物品を消毒することができるものとすること。 第四十六条の三関係

一の質問に関する書類の配布、

検疫の手続に関する情

報の

Ξ

動

物

検疫所長は、

船舶の所有者等に対し、

提供その ر ص 他必要な協力を求めることができるものとするとともに、 船舶 の所有者等は、 その 求 め に 応

るよう努めなければならないものとすること。

第四十六条の四関係

第四 畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方

家 畜 の所有者は、 その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、 まん延を防止する

ことについて重要な責任を有していることを自覚し、 消毒その他の措置を適切に実施するように努めな

ければならないものとすること。

第六十二条の二第一項関係)

餇 養衛生管理基準が定められ た家畜の所有者は、 毎年、 その飼養している家畜の頭羽数及びその 家畜

の 飼養に係る衛生管理の状況に関する事項を都道府県知事に報告しなければならないものとすること。

(第十二条の四関係)

 \equiv 都道府県知事は、 飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを

確保するため必要があるときは、 家畜の所有者に対し、 飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の

飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言並びに勧告及び命令をすることができるものと

すること。

(第十二条の五及び第十二条の六関係

四 政令で定める家畜の所有者は、 畜舎その他の施設及びその敷地の出入口付近に、 消毒をする設備を設

置しなければならないものとすること。

五 四の設備が設置されている施設に入る者は、あらかじめ、当該設備を利用して、自らその身体を消毒

するとともに、 当該施設に持ち込む物品及び当該施設の敷地に入れる車両を消毒しなければならない も

のとすること。

六 要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の所有者は、 家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする

設備を設置しなければならないものとすること。

七 六の設備が設置されている要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者は、あらかじめ、 当該設備を利

用して、 身体及び車両を消毒しなければならないものとすること。

(第八条の二、第二十五条、第二十六条及び第二十八条関係)

第五 発生時に備えた準備の在り方

農林水産大臣は、 家畜の伝染性疾病の外国における発生の状況、 動向及び原因に関する情報を収集す

るとともに、 この法律の規定により得られた情報その他その収集した家畜の伝染性疾病に関する情報に

ついて整理及び分析を行い、 家畜の伝染性疾病 の発生の状況、 動向及び原因に関する情報並びに当該家

畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な情報を積極的に公表するものとすること。

(第五十二条の二関係)

都道府県知事は、 獣医師を都道府県の職員として採用することにより、この法律に規定する事務を処

理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないものとすること。

(第五十三条第四項関係)

 \equiv 飼養衛生管理基準については、 患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地 の確保その 他の

措置を含むものとすること。

(第十二条の三関係)

四 都道府県知事は、 患畜等の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、 都道府県の区

域 内におけ る焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他 の措置に関する情報 の提供、 助

言 指導その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

(第二十一条第六項関係)

五 都道府県知事は、 四の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、 農林水産大臣及び市

町村長に対し、協力を求めることができるものとすること。

(第二十一条第七項関係

六 農林水産大臣は、 毎年、 飼養衛生管理基準が定められた家畜 の飼養に係る衛生管理 の状況、 第四の三

の指導、 助言等の実施状況及び家畜防疫員の確保の状況について都道府県ごとに整理し、これらを公表

するものとすること。

(第十二条の七関係

第六 患畜の早期の発見・通報の在り方

家 畜 が農林水産大臣が家 畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見した獣医師 獣医 師に

よる診断又は検案を受けていない家畜又はその死体については、 その所有者)は、 遅滞なく、 都道府県

知事にその旨を届け出なければならないものとすること。

都道府県知事は、 一による届出があつたときは、 遅滞なく、 農林水産大臣にその旨を報告しなけ れば

ならないものとするとともに、 当該届出に係る症状を呈している家畜が農林水産省令で定める要件に該

当するときは、 検体を家畜防疫員に採取させ、農林水産大臣に提出しなければならないものとすること。

(第十三条の二関係)

第七 国の財政支援の在り方

国は、 口 蹄ぃ 疫、 高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜の所有者に対し、 特別手当金を交付

Ų 通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うものとすること。

(第五十八条第二項)

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者に対し

ては、手当金 (特別手当金を含む。) の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金の全部若し

くは一部を返還させるものとすること。

(第五十八条第一項及び第二項関係

Ξ 国は、 都道府県知事が移動制限等をした場合において、 家畜 の所有者に対して売上げの減少額等に相

当する額を交付するときは、その二分の一を負担するものとすること。

(第六十条第二項関係

四 国は、 都道府県知事又は家畜防疫員が執行する農林水産大臣の指定する消毒に要した費用の二分の一

を負担するものとすること。

第六十条第一項関係)

五 政府は、 家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止のための措置が的 確かつ迅速に 講じ

られるようにするため、予備費の計上その他の必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない

ものとすること。

(第六十条の三関係)

第八 消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒等

都道府県知事が家畜伝染病のま ん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所を通

行する者は、 身体及び車両の消毒を受けなければならないものとすること。 (第二十八条の二関係

都道府県知事等の緊急の通行の制限・遮断の適用対象として、 高病原性鳥インフルエンザ等を追加す

るものとすること。

(第十五条関係

第九 患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するためやむを得ないときは、 患畜及び疑似患畜以外の 家畜

の殺処分を行えるものとすること。

(第十七条の二関係)

国は、 一による損失を受けた者に対し、 補償しなければならないものとすること。

(第六十条の二関係)

第 十 防疫の観点からの畜産の在り方

飼養衛生管理基準については、 患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の

措置を含むものとするとともに、 家畜の飼養規模の区分に応じて定めるものとすること。

(第十二条の三関係)

都道府県知事は、 飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを

確保するため必要があるときは、 家畜の所有者に対し、 飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の

飼養に係る衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言並びに勧告及び命令をすることができるものと

すること。

(第十二条の五及び第十二条の六関係

第十一 その他

家畜伝染病の定義に関し、 高病原性鳥インフルエンザを高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥イン

フルエンザに分けるとともに、小反芻獣疫を追加する等、 所要の見直しを行うこと。

第二条及び第十五条から第十七条まで関係)

豚コレラ、 高病原性鳥インフルエンザ等については、 命令を待ってから患畜及び疑似患畜 の殺処分を

行う疾病から、 直ちに殺処分を行う疾病に変更するものとすること。 第十六条関

係

都道府県知事は、 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、 家畜に伝染するおそれが

あるときは、 都道府県の職員に検査を行わせることができるものとすること。 (第五条第三項関

係

四 都 道府県知事は、 家畜以外の動 |物が家畜伝染病にかかっていることが発見され、 家畜に伝染するおそ

れ l が 高 いと認めるときは、 消毒を行うことができるものとすること。

五 都道府県知事又は 市町村長は、 家畜以外の動物が口蹄 疫、 高病原性鳥インフルエンザ等にかかってい

ることが発見された場合において緊急の必要があるときは、 七十二時間を超えない範囲内において通行

を制限し、又は遮断することができるものとすること。

家畜伝染病が野生動物から家畜に伝染するおそれが高いときは、 農林水産大臣は、 環境大臣に意見又

六

は 2野生動 物 の監視その他 この必要な措置を求めることができ、 環境大臣は、 農林水産大臣に意見を述べる

ことができるものとすること。

第六十二条の三関係

七 農林水産大臣は、 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、 速やかに、その発生の原

第十条関

因を究明するよう努めるものとすること。

第三十五条の二関係)

八 病原: 体の 所持に関する措置

家畜伝染病病原体を所持しようとする者は、 農林水産大臣の許可を受けなければならないものとす

ること。

(第四十六条の五関係

(_) 許可所持者は、 家畜伝染病発生予防規程の作成、 病原体取扱主任者の選任、 取扱施設に立ち入る者

に対する教育・訓練及び帳簿への必要な事項の記載を行わなければならないものとすること。

第四十六条の十二から第四十六条の十五まで関係

(三) 届出伝染病等病原体を所持する者は、 当該届出伝染病等病原体の種類等を農林水産大臣に届け出な

ければならないものとすること。

(第四十六条の十九関係

九 関係法律について、 所要の規定の整備を行うものとすること。

第十二 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

附則第一条関係)

二 第七の一及び二については、平成二十二年十一月以降において家畜伝染病の患畜又は疑似患畜となっ

たことにより殺された家畜について適用するものとすること。

(附則第十条関係)